

2021年3月1日

## ブレトンウッズ体制の栄光と幻滅

大阪市立大学名誉教授・経済学博士  
IIMA 客員研究員 山下 英次

大学の学部のかつ、国際金融論を、旧東銀調査部長を経験された村野孝先生から学んだ。内容的には、国際通貨体制成立史であり、特に、ブレトンウッズ体制の成立に焦点が当てられていた。講義全体を通じての一番のハイライトは、当然のことながら、「ケインズ＝ホワイト論争」であった。

その後、私自身が、研究者として、国際通貨体制論を一番の専門にしたので、私の解釈でいうと、「ケインズ＝ホワイト論争」の本質は、国際収支（経常収支）の調整について、赤字国を母国とする英国のジョン・メイナード・ケインズが「黒字国責任論」を、黒字国を母国とする米国のハリー・デクスター・ホワイトが「赤字国責任論」を主張し、論争した。要するに、二人とも、自国の立場を主張したのである。結果は、ホワイトに軍配が上がり、ブレトンウッズ体制は、赤字国に国際収支の調整義務を負わせる「赤字国責任論」のゲームのルールで貫かれた。

その結果、固定為替相場制下で赤字国に国際収支ディシプリンがかかることになり、かなりうまく機能した。ブレトンウッズ時代は、世界経済・貿易は高成長し、しかも、大きな世界経済危機はほとんどなかった。1968年のポンド危機ぐらいのものである。それに比べ、変動相場制になって以降今日に至るまで、世界的な経済危機が後を絶たない。

このように、私は、ブレトンウッズ体制は、かなりうまく機能したと考えている。ブレトンウッズ体制は、矛盾を抱えており、崩壊すべくして崩壊したという人もいるが、そうした議論に私は与しない。ブレトンウッズ体制が崩壊したのは、当の基軸通貨国のアメリカが、事もあるうに、ブレトンウッズ体制のゲームのルールを守らなかったために崩壊したのである。

赤字国責任論というのは、赤字国は、自国の景気を悪くしてでも、換言すれば、失業率の上昇に耐えてでも、輸入を減らし、国際収支を改善しなさいというルールである。アメリカは、それが嫌だったので、赤字を拡大し続け、金準備を流出させた。それが限度に達したため、ヨーロッパ諸国にも日本にも何の相談もせずに、ある日突然、ドルの金兌換停止を一方向的に宣言した（「ニクソン・ショック」）。ブレトンウッズ体制は、金

為替相場本位制という一種の金本位制だったので、金との兌換の保障がなくなったドルは、完全に信託を失ない、以後、変動相場制になってしまった。

国際社会は、積極的に変動相場制を選んだわけではなく、米国の思慮を欠いた極めて不埒な行動によって、変動相場制への以降を余儀なくされたのである。その証拠に、ニクソン・ショックの僅か4か月後の1971年12月、スミソニアン協定が結ばれた。円ドル・レートは、360円から308円に、円が切り上げられたが、ドルの金兌換が回復したわけではなかったため、そのようなドルは信託されず、事実上、変動相場制になってしまった。

以上のように、私から見ると、ブレトンウッズ体制は、まさに栄光の体制だったと言えるのであるが、何十年後かに、恐るべきひどい幻滅がやってきた。ホワイトは、リトアニア系ユダヤ人で、財務省の高官であったが、実は、彼がソ連のスパイであったことが判明したというのである。しかも、アメリカ側の「ヴェノーナ文書」とロシア側の「ワシリエフ・ノート」の両方からそれが証明されたというのである。前者は2000年、後者は2009年に、いずれもイェール・ユニバーシティ・プレスから出版されている。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8階

電話 : 03-3510-0882 (代)

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>